下りウナギ保護措置(素案)への御意見に対する考え方

募集期間:平成30年9月7日(金)~10月9日(火) (33日間)

実施方法:広島県のホームページに掲載したほか、行政情報コーナー等県内12カ所に資料の閲覧場所を設けた。

応募数:8名17件

<禁止期間について>

番号	意見【件数】	意見に対する考え方
1	異議ありません。【3件】	
2	保護措置の観点から対策が必要と考えられる ため素案に賛同する。 (理由:保護措置の観点から対策が必要と考え られるため素案に賛同する。)	素案どおり禁止期間を 10 月から翌年3月までとする委員会指示を行いました。
3	各河川地域別に、3~5年の長期禁止区域計画を設ける。 年間の漁獲日の短縮はやむなし。 (理由:親ウナギの保護。)	ニホンウナギは同一産卵群と考えられていることから、保護措置は広域的に取り組むことが必要です。また、県内では下りウナギの河川別の生息状況は把握されていないことから、県内一律に取り組むこととしました。 なお、委員会指示は1年単位で行いますが、必要に応じて指示の更新により下りウナギ保護措置を継続する予定です。 河川別の保護措置については、計画すべき状況となれば検討します。

番号	意見【件数】	意見に対する考え方
4	9月下旬~12月末まで。 ウナギが秋口になり下る時期禁止。 (理由:産卵の為,下流に下るから。)	下りウナギ保護措置の全国的な取組方針は「予防原則」の考え方に立ち、下りウナギが出現する 10 月から翌年 3 月までを採捕禁止とするものです。また、広島県でもウナギは昔から利用されてきた重要な資源であり、漁業権の設定による採捕実態もあるところ、実態調査の結果も考慮して 10 月から翌年 3 月
5	全採捕禁止。 (理由:資源の減少をなくす為。)	までを採捕禁止としました。 なお、資源の状況や調査研究の進捗によっては、制限の強化も排除すべきでないと考えます。

<禁止区域について>

番号	意見【件数】	意見に対する考え方
6	異議ありません。【3件】	禁止区域を広島県の河川等の内水面全域とする委員会指示を行いました。なお、小瀬川における山口県の漁業権区域等を除外しました。
7	広島県全域 (内水面)	
8	川全域にて。 (理由:取締が簡単。)	
9	保護措置の観点から対策が必要と考えられる ため素案に賛同する。 (理由:保護措置の観点から対策が必要と考え られるため素案に賛同する。)	
10	年間漁獲尾数の多い河川地域を選定する。 (理由:乱獲の防止。親ウナギ数の確保。稚魚 の育成。)	ニホンウナギは同一産卵群と考えられていることから、保護措置は広域的に取り組むことが必要です。 また、漁業権のない河川も含めた河川別の採捕数量は不明であることから、確 実な下りウナギ保護措置に繋げるために県内全域を対象としました。 河川別の保護措置については、計画すべき状況となれば検討します。

<その他>

番号	意見【件数】	意見に対する考え方
11	大変良い取り組みだと思った。	素案どおりの内容で委員会指示を行いました。
	このまま続けて頑張ってほしい。	なお、小瀬川における山口県の漁業権区域等を除外しました。
12	今後の放流について方針を聞かせて下さい。	県内河川の漁業権におけるウナギの種苗放流については,増殖指針に沿った本
		委員会の指示により実効性を担保しつつ毎年の計画を達成していくことを基本と
		しています。
		ただし、シラスウナギの価格高騰によるウナギ種苗の入手困難についても配慮
		しています。
	期間や区域を定めて採捕を禁止しても、稚魚放	提起のあった5項目については,内水面漁業の長期的課題と認識しているため,
	流後の安全な成育環境を整えないと、根本的な問	今後の内水面漁業振興計画の策定等に併せて検討します。
	題解決に至らないと思われます。	
	水産課内での懸案事項は御検証済みと推考し	(なお,この御意見は内水面振興施策に関する内容であり,担当課の水産課から
	ます。下記5項目をご検討願います。	回答しました。)
13	1. 各河川への魚礁の設置	
13	2. 生活水,産排水河川への流入防止	
	3. 密漁者対策(摘発, 監視パトロールの強化)	
	4. 河川へのゴミ投棄対策	
	5. カワウ対策	
	(理由:次世代の人々に釣りを楽しんでもらう	
	ため。先人である私たちの責任と義務。)	